

## 第24回浜田市農業委員会総会会議録

- 1 日時：令和5年1月26日（木）午前9時30分 ～ 午前10時30分  
場所：浜田市役所 4階 講堂 ABC

### 2 出席委員

#### 【農業委員】（14名）

1番 原田義一      2番 三浦 寿紀      5番 川本 聖光      6番 野上 省三      9番 河崎 健  
10番 宮崎 龍生      11番 玉田 一      12番 高橋 伸幸      13番 大崎 健太      14番 中田 善喜  
15番 林 秀司      16番 佐々森義見      17番 渡辺 弘之※      18番 奥迫 忠幸

#### 【農地利用最適化推進委員】（15名）

1番 前田 正典      2番 徳田マヌエ      3番 永見 繁廣      5番 小川 明人      6番 領家 悟  
8番 岡本 定文      10番 橋本 安延      11番 串崎 美之      12番 小松原常雄      14番 河野 恒弘  
14番 近重 邦昭      16番 田村 邦麿      17番 岡田 勝      18番 大谷 数義      19番 長野 昭三

### 3 欠席委員

#### 【農業委員】（5名）

3番 佐々木京子      4番 柿元 信次      7番 岡本 健治      8番 青葉 真      19番 松山 純久

#### 【農地利用最適化推進委員】（3名）

4番 小谷 保雄      9番 藤若 裕香      13番 渡邊 弘登

### 4 総会

#### (1) 会長挨拶

#### (2) 議案

公共事業による廃土処理届出（1件）  
農業用施設に供する届（1件）  
農地利用目的変更届（1件）

#### (3) 議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（25件）  
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）  
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

#### (4) その他

令和5年1月26日  
浜田市農業委員会  
会長 原田 義一

### 5 総会出席職員

農業委員会事務局      :    官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事（議事録作成）  
産業経済部農林振興課    :    松本事務員（議事録作成）  
しまね農業振興公社      :    植本農地集積相談員

|           |  |
|-----------|--|
| 議長        | <p>ただいまから第 24 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。<br/> 1 月もすでに 26 日となりましたが、この 1 年間、皆様よろしくお願ひいたします。<br/> さらに、我々の任期も来年 2 月までと、残り約 1 年ということでございますので、今後<br/> も皆様のご活躍をお願ひいたしたいと思っております。<br/> 本日は、以上 8 名の方から欠席の届出が出ております。<br/> 議事録署名者は、「16 番 佐々森委員」「17 番 渡辺委員」です。<br/> よろしくお願ひします。</p>  |
| 議長        | <p>議第 2 号につきまして、説明者として申請者に来ていただいておりますので、最初に採<br/> 決をお願ひしたいと思います。<br/> 議第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請は、1 件です。<br/> 事務局から説明をお願ひします。</p>   |
| 事務局       | <p>農業の健全な発展に寄与することを目的する農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1<br/> 号の規定により、農地法に基づく「農地の所有権移転や農地の転用」などについて審議を<br/> お願ひいたします。</p> <p>農地法第 3 条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。<br/> 「農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転」<br/> を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。</p> <p>「16 号」について説明します。<br/> 申請等は、旭町木田と旭町山ノ内の田畑、24 筆、117,949 m<sup>2</sup>で、法人から個人への有償<br/> 移転にかかる許可申請です。<br/> 譲渡事由は、法人会計上、資金調達が困難であるため<br/> 譲受事由は、所有権移転後、新たな農業と農地保全に取り組むため、自己資金による取<br/> り組みを行うためで、周辺農地との関係等については「近隣の影響はない」と申請されて<br/> います。<br/> 栽培作物は、ハウスの個所では椎茸栽培、その他は梨及び一般野菜を栽培されるという<br/> 申請内容です。<br/> 現地確認等により、許可に該当しない農地でない「農地法第 3 条第 2 項に該当しない農<br/> 地」であり、「取得後の下限面積要件、すべての農地を利用すること、労働力、地域との<br/> 関係」をみて、「問題がない」と判断させていただきました。以上です。</p> |
| 議長        | <p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。<br/> 「15 号」につきまして、「16 農 佐々森委員 もしくは 田村委員」お願ひします。</p>  |
| 16 番 田村委員 | <p>先般、佐々森委員と事務局長と現地確認いたしました。<br/> 先ほど事務局から説明があったとおりでございますが、当法人は平成 3 年度より農事組<br/> 合法人として、旭町の山ノ内で大規模に経営されておりました。<br/> 10 ヘクタール以上という大規模な経営でして、これを大規模のまま継承することは非常<br/> に厳しいだろうと判断されたと同っております。<br/> この今回の所有権移転によりまして、今後、営農を将来にわたって継続するとともに、<br/> 次の世代を継承するという目的で判断されたと同っておりますので、我々としては適正と<br/> 思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>   |
| 議長        | <p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願ひします。</p>   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>事務局<br/>事前質問・回答</p> | <p>この許可申請に対しまして、事前質問がありました。質問の内容は、「農事組合法人から個人経営に変更される理由は何ですか」「変更されるメリットは何ですか」「個人としてこの規模を管理するための人員構成を教えてください」というご質問です。</p> <p>ご質問に対しまして、具体的な内容につきましては、申請者からご回答いただきます。申請者様よろしくお願いたします。</p>   |
| <p>申請者</p>             | <p>申請者、あいさつ</p> <p>今、ご説明いただいたように、私も大規模に経営をしております。</p> <p>今回の申請は、私もかなり高齢になっておりまして、この状態で継承していくかということについて、農地の保全という意味でこの形態が必ず良いのかということ非常に長い間考えておりました。</p> <p>その中で、一例として税法上の問題っていうのが非常に大きくかかわってきます。例えば、法人の方へ資金を、事業活動を行うわけですから資金が必要になります。この資金につきましては、借入れをとという方法と、個人から貸し出すという方法があるかと思えます。</p> <p>皆さんも農業関係の方ですからご存知のように、農業がそんなに儲かって利益が出るという業種ではありませんので借入れをすることに関して、それでは借入れをした後の責任をどう取るのかということが非常に課題になります。</p> <p>また、個人、私の方から資金を出させていただくことになると、税法上の相続とか、また寄付金の関係があります。</p> <p>例えば 1,000 万円を個人から貸し出した場合に、税法上とすれば相続の 1,000 万が残りますし、寄付になれば雑収入ということで 1,000 万円に対する課税評価納税しなければならないということで実質的にキャッシュフローというのは非常に減少して参ります。</p> <p>しかし、個人の方に移させていただくことになると、当然個人の資金を個人の財産で運用するわけですから、税法上何ら問題がありません。</p> <p>それと同時に人員については、同じく個人の方で雇用していろいろな形で維持をさせていくというようなところです。</p> <p>もう 1 点は、インボイスの関係で法人は私の見解ですと利益が出たときには非常にメリットが出るのですが、そういう借入れや負債については非常に責任問題が不確定となりますので、インボイスの関係も含めて個人の方へ移していきたいと思えます。</p> <p>農業に取り組み 33 年になります。また、私も農協理事をやりながらいろんな農業経営を見て参りましたので、健全に維持していくためにはこういう方法がいいだろうということで、今回申請しております。</p> <p>何か特別に、またこの点をお聞きになりたいということもありましたら、この場でお答えいたしますが、いかがでございましょうか。</p> |
| <p>議長</p>              | <p>申請者から、質問に対します回答をしていただきましたが、皆様方からご意見ご質問等ございませんでしょうか。</p>   |
| <p>5 番 小川委員</p>        | <p>事前質問に「個人としてこの規模を管理するための人員構成を教えてください」とあるのですが、いかがでしょうか。</p>   |
| <p>申請者</p>             | <p>構成の人員は、当然家族の労働もありますし、雇用も考えて参りたいと思えます。</p> <p>また、畑でするので現在 95 馬力という大型の農機も導入しまして、大型化で人員を削減するように今も取り組んでおります。</p>  |
| <p>議長</p>              | <p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。      ありませんか。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | なし  |
| 議長  | 無いようですので、質疑打ち切りまして採決に入ります。<br>農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。  |
| 委員  | ～ 挙手 全委員 ～  |
| 議長  | 挙手、全員です。承認といたします。<br>申請者様、ありがとうございました。<br><br>(申請者退席)   |
| 議長  | それでは、「議事の報告」に入ります。<br>報告は、「公共事業による廃土処理届出が 1 件」、「農業用施設に供する届が 1 件」<br>「農地利用目的変更届 1 件」です。事務局の説明をお願いいたします。  |
| 事務局 | 農地法等に基づく届出は、地目は農地のまま、「農業用施設」や「農地の埋立て・形状変更」、「公共廃土のための一時転用」、「携帯基地局の設置」などを行うものです。<br>許可案件ではありませんが、総会でいただきましたご意見、ご指摘等があれば申請者へお伝えさせていただきます。<br><br>「公共事業による廃土処理届出 7 号」について、説明します。<br>届出は、佐野町の田、1 筆、1,018 m <sup>2</sup> です。申請地は、農用地区域内農地です。<br>廃土は 1,370 m <sup>3</sup> で、令和 6 年 3 月 31 日までの予定です。<br>県土整備事務所より工事開始を早めたいということで、会長、担当委員さんに承諾いただき、受理通知をさせていただき、工事を開始しておられます。<br>なお「公共事業の施行に伴う廃土処理等に係る農地転用の取り扱いについて」により、適切な廃土処理を行って、埋め立て後は農地に戻すように定められていますので、そのように依頼しております。<br>また、事業実施者からは、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて沈砂池等を設置し、廃土後は田として整備、所有者へ返還すると届出されています。<br>この届出に対しまして、事前質問がありました。<br>「廃土計画期間が令和 5 年 1 月 10 日からとありますが、現地写真ではすでに着工されている。顛末書も添付されていない。」<br>このご質問に対しまして、10 月 26 日総会で報告した佐野町の道路改良工事の延長に伴う廃土処理の届出です。<br>工事をできるだけ早く開始したいということで、事業実施者の浜田県土整備事務所担当から相談があり、「地区担当委員さん、会長さん」に相談し、総会前の届出受理とさせていただきます。<br><br>続きまして、「農業用施設に供する届 1 号」について、説明します。<br>届出は「旭町今市の田、1 筆、868 m <sup>2</sup> のうち 88 m <sup>2</sup> 」で、「農機具倉庫、農業用資材置場」の届出です。<br>なお、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定の「敷地面積 200 m <sup>2</sup> 未満」で農業委員会による許可は不要であり、届出により手続きを行っておられます。<br>この申請地は農用地区域内農地ですが、農振法施行規則第 36 条第 1 項第 2 号二の「延べ床面積：90 m <sup>2</sup> 以下」であり、農振法の手続きも行わなくて良いこととなっております。<br>農用地区域内で「延べ床面積：90 m <sup>2</sup> 」を超えますと、6 月と 12 月の農業振興地域の変更 |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>の手続きを行い、県の認可がおりた半年後に届出を行い、農業用施設の建設できることとなります。</p> <p>続きまして、「農地利用目的変更届1号」について説明します。<br/>届出は「三隅町井野の田、2筆、366㎡」です。申請地は、農用地区域内農地です。<br/>届出の農地、水田を埋め立て畑として利用し、くだものなどを栽培される予定です。<br/>なお、届出の条件として「隣接者等より異議支障が出た場合には、届出者において一切責任を持ち解決すること」と、届出書に記載されてありますので、届出者に指導しております。</p> <p>この届出に対しまして、事前質問がありました。<br/>江津市から通って管理が出来るのですか。申請者は何歳ですか。<br/>ご質問に対しまして、年齢は60歳で以前は申請地近くに住んでおられましたが、現在は江津市に在住されておられ、申請地まで40分程度かかります。<br/>なお、届出者は届出地の出身で実家の農地が荒廃しないようにと、品種を分けて柑橘類栽培される予定と伺っております。<br/>参考ですが、届出地は三隅井野長浜線の道路改良に伴う残土を埋めて道路と同じ高さにされ、工事は今年度中に開始予定ではないかといわれていました。</p>  |
| 議長  | <p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>   |
| 委員  | <p>なし</p>  |
| 議長  | <p>ないようですので報告は終わらせていただきます。</p>   |
| 議長  | <p>続きまして、議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。<br/>また、事前の質問等がありましたら、あわせて事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。<br/>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。<br/>農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、25件、55筆、50,037㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。<br/>公告期間は、「令和5年1月27日から令和5年2月9日までの14日間」、開始日を「令和5年2月1日以降」としております。<br/>この集積計画に対しまして、事前質問がありました。<br/>1番について、賃貸期間は17年2か月、利用権を受ける方の後継者はおられますか。もし、おられるのであれば何歳ですか。というご質問です。<br/>ご質問に対しまして、権利の設定を受ける法人は70歳以上の高齢の方で構成されており、17年間の貸借期間を心配されておられると思います。<br/>現在のところ、後継者は決まっておりませんが、地元の方及び弥栄支所で法人が継続していくよう検討・努力されています。</p> <p>2番について、利用権を受ける方の実態と、畑で何を栽培されるのですか。<br/>ご質問に対しまして、元々は「コンピュータ、広告宣伝、各種イベント」関連の会社ですが、令和4年4月1日から、法人の事業目的変更登記をされ、農業参入されました。<br/>栽培される作物は「さつまいも」です。</p> <p>3～21番について、利用権を受ける方は何歳ですか。栽培作物は何ですか。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>議長</p>      | <p>ご質問に対しまして、72歳で金城の方ですが、以前、農業委員会の会長さんや委員さんが地元の方々と、吉地・和田が荒廃農地とならないようお願いされて、水稻を作付けいただいております。</p> <p>年齢、体調等の事もあり、今年から一部の地区で利用権の更新をされない場所もあり、担当委員さんと事務局といたしましても、その地域の農地が荒廃する恐れがあるため対応に苦慮しております。</p> <p>委員さんや地元の方、担い手のみなさまのご協力をお願いしたいと考えております。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>議第1号について、説明が終わりました。</p> <p>皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>質問者の2番 三浦委員 よろしいでしょうか。</p>   |
| <p>2番 三浦委員</p> | <p>1番と3番について、中山間地の実態が現れていると思います。</p> <p>これを打開することなかなか見つからないと思いますが、今後、皆さんの意見をお伺いしながらの対応が必要と考えております。以上です。</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>  |
| <p>委員</p>      | <p>なし</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>この計画は、全委員が採決の対象となりますのでよろしくお願いします。</p> <p>農用地利用集積計画について、原案どおり承認いただける方の挙手をお願いします。</p>  |
| <p>委員</p>      | <p>～ 挙手 全委員 ～</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>挙手、全員です。承認いたします。</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、2件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局</p>     | <p>農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用の権利移動の制限を定めてあります。</p> <p>この「農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。</p> <p>「34号」について説明いたします。</p> <p>申請内容は、国分町の畑、1筆、457㎡で、販売用中古自動車の保管場所として利用するための申請です。</p> <p>農地区分等は、農用地区域外、都市計画区域内の用途地域で第3種農地と判断いたしました。</p> <p>また、転用許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の都市計画法の用途地域が定められていること地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものの許可基準に該当すると判断いたしました。</p> <p>転用計画を実行できるだけの資金を証明する資金証明については、通帳の写しが添付されており資金の確認をいたしました。</p> <p>周辺への施工被害防止、関係当事者間の責任対処、排水対策についても対応されると申</p> |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>請書に記載されています。</p> <p>「35号」について説明します。</p> <p>申請内容は、河内町の田、1筆、215㎡で、個人住宅を建築したいという申請ですが、事前に転用しているため顛末書が添付されています。</p> <p>農地区分等は、農用地区域外、都市計画区外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致いたしました。</p> <p>転用許可該当条項は、農地法第5条第2項の周辺の土地では転用目的を達成することが認められない中で、許可できる基準に該当する農地と判断しました。具体的には代替性のことで「当該農地以外の土地や第3種農地がないか」検討した結果、該当する農地がない農地のことです。「許可することができない基準」のなかで、転用許可できる要件を検討し、転用できると判断いたしました。</p> <p>資金証明については、融資証明が添付され、確認いたしました。</p> <p>また、「排水は周囲への影響なく、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長             | <p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「34号」につきまして、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>   |
| 14番 中田委員       | <p>事務局と現地確認に参りました。駐車場ということで、道が狭いところで乗用車以外は入れないところです。特に近隣の方にご迷惑はかからないと思いますので、協力してあげたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議長             | <p>「35号」につきまして、「19番 長野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>   |
| 委員             | <p>事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議長             | <p>事前質問がありましたらお願いします。</p>   |
| 事務局<br>事前質問・回答 | <p>「35号」について事前質問がありました。</p> <p>周辺状況図によると写真にある建物は、河内町 1636-10、1636-3 に建設されたものと思われませんが、これらの土地に関しては、宅地としての手続きはされていますか。</p> <p>ご質問に対しまして、当該土地につきましては、それぞれ令和元年12月と令和4年6月に総会で承認いただいております。以上です。</p>  |
| 議長             | <p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>  |
| 委員             | <p>なし</p>   |
| 議長             | <p>無いようですので、採決に入ります。「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>～ 挙手 全委員 ～</p> <p>挙手、全委員です。承認いたします。</p> <p>それでは、「その他」について、令和4年11月25日総会で審議いただきました農地法第5条の規定による許可28号の「国分町砂採取一時転用許可（地下水に及ぼす影響）について」事務局の説明・報告をお願いします。</p> <p>報告書を見ていただきながら説明を行いたいと思います。</p> <p>11月で承認いただいた、農地区域内農地の一時転用許可の砂採取という事案です。</p> <p>11月25日時点では、申請者の方が総会に来ていただいて説明をされ、その外観、それから道路への影響等々を確認していただいた中で承認をいただいたという状況です。</p> <p>それ以降、12月1日から業者の方が現場に入り、それに伴い周辺の農家の方から、いろいろな意見をいただきました。</p> <p>最終的には、かなりの砂を採取されるとその埋め戻しの建設土砂が、周辺農家の水質に影響があるのではないかということで、その方は地下水を使っておられますので砂採取の中止を求められました。</p> <p>2点目が、農業委員会で一時転用の許可をしましたが、その審査が瑕疵にあたるのではないかということで一時転用の許可の取り消しを求めるというご説明でありました。</p> <p>時系列で言いますと、年が明けて今年、1日5日に農業者の方からの手紙をいただき、委員の皆さんへすぐにお送りいたしました。</p> <p>そこで委員の皆さんの方も、疑問を持たれたのではないのかと思っています。</p> <p>協議を重ねる中、1月11日に関係者が集まりまして話をさせていただきましたがその時には、許可相当という状況でした。</p> <p>それから1月16日に弁護士相談で農業委員会の決定の仕方がどうだったかというところで相談をさせていただきました。</p> <p>その時には、我々もその条件提示というところの中で、審議内容が十分でなかったかといえば、審議ができていくという状況の中で、その時になかったその地下水については、なかなか推測はしがたいという状況もあり、弁護士さんの見解からすると瑕疵までには当たらないという判断をいただいております。</p> <p>そういった状況で、弁護士さんからは地下水へ影響を及ぼす実証を示すということがなかなか難しいのではないかとというようなお答えをいただいているという状況です。</p> <p>今度は、1月18日、申請者側の方から今回お送りさせていただきました陳情書をいただいた内容につきまして、</p> <p>1点目は、問題となった搬入をする建設土砂、こちらが農業者にとって例えば、法律はありえないですが、例えばアスファルトの混在したようなものとか、悪影響があるようなものが、もう下に埋めてしまえばということになります。それはもう全部やめて、この陳情書の方には、美川の採掘場の地山の表土それのみを取って、まず、それを搬入します。それから、地下水ということなので、流水の方向の資料収集というところ。大きく2点です。</p> <p>この陳情の内容としては、本日どういう展開になるということはあると思いますが、一時転用の許可のことをご判断いただきたいということで、陳情があったという状況でした。</p> <p>そこでご提案がありましたので、1月19日には運営委員会を開催、1月24日には再度、関係者集まっていたいただき、協議しました。</p> <p>そこで、農業者の方にも、土砂の搬入、地山の採掘の変更、それから土の検査ということで、これも業者さんの方から行うということを理解いただきまして、農業者の方の了解いただく中で、一応合意に達したというような状況で、本日報告に至るところでございました。</p> <p>この案件は、委員の皆様にも心配をおかけし、大変申し訳なかったと思っておりますが、いろいろ協議をさせてもらう中で結果的には折り合いがついたというような状況というように思います。</p> <p>今後の対応ですが。申請者側が地山の成分検査を行った後に、結果を見ていただい</p> |
|--|---|



|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>会長</p>       | <p>て、今後、砂採取の再開を行うという運びとなっております。</p> <p>砂採取法は県が認可をしておりますけど、県の方も承知をしておるとい状況になっておりますので、一応ご報告にかえさせていただきたいと思ひます。</p> <p>それから、1月24日に会長さん、それから副会長さんにご出席をいただく中で話をさせていただいたのですが、その時のご報告、コメントございましたらお願いしたいと思ひます。</p> <p>ただいま、経過の顛末につきましては、局長からご説明ございました。</p> <p>今回の問題は、砂を取った後に何を埋め戻すかということが争点だと思ひます。</p> <p>今、局長が言われますように、何を入れるかわからないから農業者の方は、地下から井戸を掘ってその水を利用して野菜を作っておられるので、目に見えない有害毒物等々が出た場合に困るといことが発端だといふうに思っております。</p> <p>解決策としては、今報告ございましたように、美川の内村町の採石場がございますが、採石場の表土を埋め戻す材料として使用させていただきたい。あわせて、検査をして結果を待って良となれば、埋め戻しを始めるといふような了解を紳士的に申請者も言われましたので、大丈夫ではないかといふことです。</p> <p>確かに両方から陳情なり、或いはお願いなり出ておりましたが、それは月末までで、今のところ決着がついたといふことでございます。</p> |
| <p>会長</p>       | <p>会長代理の三浦委員さん、意見等ございましたらお願いいたします。</p>  |
| <p>2番 三浦委員</p>  | <p>今、そういった説明を受けました。</p> <p>一つ、私が懸念してひますのは、農業者の方からの意見書の中に、この審議にあたって、農地転用に関する法律がある。</p> <p>それを踏まえて、協議をしたのか、してないのではないかといふ指摘がありました。</p> <p>それともう一つは、影響の関係ですが、隣の農地の地権者のみの確認で、そういった200メートルも離れたところの井戸に関しての影響ってひるのは、私どもはそういった配慮はしてひませんでした。</p> <p>それともう一つは、これこそが大変だと思ひます。農業振興地域の農用地区域といふところに指定してあったエリアでしたので、そこでそういった農地転用に関しては広い意味で農業者の方が農業推進者ですので、彼に了解を得るってひる行為は必要だだと思ひますので、改善が必要なのかなと思ひました。</p>  |
| <p>議長</p>       | <p>先ほどありましたように、一応話がついたわけでございます。</p> <p>何か皆さんの方から、これのことについてご意見等ございましたらお願いひます。</p> <p>13番 大崎委員</p>  |
| <p>13番 大崎委員</p> | <p>農業者の方と一緒に野菜を出してひます。</p> <p>もう1つ心配されてひるのが、そのきれいな土砂を入れるのですが、砂を取ってその土砂を入れるのですが、水が出なくなった時にどのようにして解決するかといふことが多分一番重要なことだだと思ひます。</p> <p>もし、土砂を入れて地下水が上がって来んようになったときに、これは当事者間で話し合いが済んでひる状況ですか。その辺のことは大丈夫でしょうか。</p>   |
| <p>議長</p>       | <p>局長、お願いいたします。</p>   |

|          |   |
|----------|---|
| 事務局長     | <p>まず、水がもしかしたら枯れるのではないかという話ですが、まず、三島さんの地下水ですが、60メートル掘っているということがありますので、今回の事案としては8.8メートル最大で掘るところだったと思っております。</p> <p>今回いろいろと調べる中で、地下水の流れという話になりますが、基本的にその60メートル掘るということは、その山の一番標高が高いところで50メートルですが、海より下で深層地下水という話になりますが、浅いところとそうでも深い層がその深層地下水というところがありまして、そういったところの下の水っていうのは、近くの山の水の影響というよりは例えばもっとスケールが大きく、中国山地側からこうずっと流れてくるようなそういうようなスケールとなっておりますので、基本的には、まず農業者さんもその理屈を知っておられたので、枯れないというふうに思っておられます。それによりで合意されています。もしもそういう時があった場合は、やはり当事者同士の話になると思います。よろしく申し上げます。</p> |
| 会長       | <p>13番 大崎委員、よろしゅうございますか。<br/>その他何かございませんか。</p>  |
| 18番 大谷委員 | <p>今の井戸水の件ですが、枯渇とかいろんなことの心配があるのであれば、最初に現在の井戸水の水位であるとか、それから湧水量、汚染の心配もあるのであれば水質検査を事前にされて、その資料に基づいて、後々の何かあったときには検討するという事ではないと、多分枯れないであろうというふうなことでおられます。</p> <p>農業委員会には直接関係ないと思いますが、当事者間でそういうこと取り決めを、先にされた方が、後日、後々の紛争の要因になることが少ないと思います。以上です。</p>  |
| 議長       | <p>はい、よろしくお願いいたします。</p>   |
| 局長       | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>その書面の話です。今回いただいたのは汚泥というか、水質の話ですけどそれについては、先ほど言いました検査をしてやると。もしも枯れた場合の話というのは、そこまで行き着いておりませんので、まずはちょっと申請者の方と話をさせていただき、話は伝えたいというふうに思います。以上です。</p>   |
| 議長       | <p>18番 大谷委員、よろしいですか。</p>  |
| 18番 大谷委員 | <p>はい</p>   |
| 議長       | <p>その他ありませんか。6番 領家委員</p>  |
| 6番 領家委員  | <p>参考になるかどうかわかりませんが、私は昭和58年の水害で井戸が枯れて、県に見てもらって、取ってもらったのはいいのですが、雨が降って水が濁る。そういうことがあって、再度ボーリングして、最初が13m、次が26m。そういうことで、県の方で責任を持ってやってもらっていますが。この場合、どちらかにちゃんと責任を感じてもらって、交渉してもらおうようにしておかないと、また、農業委員会も責任問題になる可能性もありますので。参考になるかどうかわかりませんが検討しておいてください。</p>  |
| 局長       | <p>今のところ検討はないですが、最終的には当事者間同士の話にはなろうかと思っておりますので、その辺もあわせて申請者側の方にお伝えできればと思います。以上です。</p>  |

|          |  |
|----------|--|
| 議長       | 領家委員、よろしいですか。  |
| 6 番 領家委員 | はい。ありがとうございます。   |
| 議長       | その他ございませんでしょうか。それではこの件につきましては、以上のようなことの報告で終わらせていただきます。 |
| 議長       | その他全体を通じ、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。                           |
| 議長       | その他、ご意見等、無いようです。<br>以上を持ちまして、第 24 回総会を終了します。           |